

## 岡崎市都市計画道路見直し方針（案）に対する意見と市の考え方

### 【岡崎市都市計画道路見直し方針（案）に関するご意見】

番号	意見	市の考え
1	都市計画道路は、その計画が示されている地域において広く認知されています。計画の変更・廃止、特に廃止については、その決定に先立ち計画の示されている学区及び関係する地域の住民や関係者から同意が得られる場合に限るようお願いします。	都市計画道路の変更・廃止手続きについては、代替道路の整備状況を勘案しながら、ご地元の皆様や関係者の方々への説明を丁寧に行い、ご理解いただけた路線から順次開始していきたいと考えています。 都市計画道路の見直しについては、今後も社会情勢等の変化や周辺地域における基盤整備の必要性の検証などを行い、適宜見直しをしていきたいと考えています。
2	廃止候補の道路について、未整備区間の付近の現道が期待される機能を有する代替道路となるよう、現道の拡幅などの整備をお願いします。 期待される機能については、地域の事情によって求められる機能が異なると思われますので、計画が示されている学区及び関係する地域の方々と十分に話しあい合意を形成いただくようお願いします。 計画を廃止するタイミングは代替道路の整備が決定した後とし、都市計画道路の計画のみが廃止され代替道路の整備がされないということが無いようお願いします。	
3	常に計画を見直していくことが必要なのは理解できます。現在「廃止候補」として見直しが検討されている路線についても、将来の変化に対して「廃止候補」とした見直し自体を見直すこともお願いします。	
4	北部地域では、 ・東名高速道路に阿知和スマートインターチェンジの開設 ・同地域に阿知和工業団地の造成 ・阿知和工業団地と花園工業団地を結ぶ道路の整備 ・トヨタテストコースの本格稼働 などが予定されています。 また、内陸部工業用地の需要も高いほか、「新東名岡崎SAスマートイン	見直し方針の検討にあたっては、現計画がすべて整備された場合の道路網と、前述から廃止候補を除外した道路網において、将来の人口やご意見にあるような計画を見込んだ産業を想定したうえで将来交通量を推計しており、その結果、廃止候補としている都市計画道路が実際に廃止された場合においても、周辺道路への交通渋滞といった影響が少ないことを確認しています。 また、ご意見にあります「新東名岡崎SAスマートインター開設」や今

	<p>ター開設促進を政府に申し入れ」という市長の選挙公約があると伺っています。</p> <p>現在ある都市計画道路の計画は、様々な計画の立案や誘致等を行う際の基盤としても作用すると考えます。このような状況から北部地域で示されています奥殿線、長沢東蔵前線、南大須鴨田線については都市計画道路を廃止すべきではないと考えます。</p>	<p>後の新たな土地利用などに伴う開発等が計画される場合は、その事業において増加する交通量に対応する交通処理計画を検討し、然るべき対策を講じていきます。</p> <p>上記の理由から廃止の方針ではありますが、廃止の手続きについては、周辺土地利用計画の動向を勘案しながらご地元の皆様や関係者の方々への説明を丁寧に行い、ご理解いただいたのちに進めていきたいと考えています。</p>
5	<p>新東名高速道路の岡崎東インターが完成し周辺地域での新たな土地活用や地域振興策の検討が為されています。</p> <p>また、本宿駅の周辺では地域の拠点となる土地区画整理事業と大型商業施設のオープンに向けた取組が進められています。</p> <p>今後、東部地域において大きな変化が予見されるため、秦梨線と丸山線を廃止すべきではないと考えます。</p>	<p>市道丹坂駒立線について、従前よりご地元のご意見やご要望をお聞きしており、必要な対策を検討しております。今後も継続して検討を行い、ご地元との協議を進めていきます。</p> <p>県道東大見岡崎線については、歩行者の安全を確保する交通安全対策を県道の管理者である愛知県へ要望していきます。</p> <p>奥殿線の廃止の手続きは、代替道路の整備状況を勘案しながら、ご地元の皆様や関係者への説明を丁寧に行い、ご理解いただいたのちに進めていきたいと考えています。</p>
6	<p>・奥殿線（区間番号 21-4）について</p> <p>代替道路と見込まれる市道丹坂駒立線は、大型車（バス）が通行できる道幅へ拡幅する事業が行われていましたが、事業は現在中断しています。</p> <p>奥殿線の計画廃止を検討される場合には、丹坂駒立線の事業再開とセットで実施されるようお願いいたします。</p> <p>併せて、恵田小学校への区間は小学校の通学路でもあります。花園工業団地への通勤で通行される方がいたことから、現在は抜け道利用をご遠慮いただくをお願いをしています。児童の安全が確保できる道路環境となるようお願いいたします。</p>	
7	<p>・奥殿線（区間番号 21-6）について</p> <p>代替道路と見込まれる県道東大見岡崎線は2車線道路ですが、昔の道幅で狭く、歩道也没有。道路の両側に家屋があるため現道の拡幅はもとより歩道の設置も難しく、常磐東小学校へ通う児童は危険なため山側を大きく迂回して登校しています。米河内町地内の現道は青木川の北側にあ</p>	

	<p>り、都市計画道路は青木川の南側に計画されています。</p> <p>滝町地内の道路（南大須鴨田線）は川の南側にバイパスが整備されて車は大型車もスムーズに通行でき、川の北側の旧道は車の数が減って住民生活も快適になっています。</p> <p>滝町と同様の道路整備計画があるのですから、ぜひ実施していただけるようお願いします。東大見岡崎線はトヨタテストコースへのメインアクセスルートになっており、岡崎側からは1日千台の車が通勤するとのことです。これから朝夕の車の数がさらに増える予測になっています。</p>	
8	<p>・生平幸田線（区間番号 13-1）について</p> <p>東部のアウトレット大型商業施設の開設を思うと、南からの最寄りアクセス道路となりますが、国道1号線から先が抜けていません。せっかくの見直しですから、この際に都市計画道路の延伸は検討できないでしょうか。</p> <p>アウトレット大型商業施設の開業により周辺道路の交通量増加が予想されます。スムーズな交通が確保される整備計画となること、及び通行する車両が旧道や生活道路に流入して住民生活に危険が生じないようにお願いします。</p>	<p>アウトレットモールに関する交通については、関係機関と連携しながら増加する交通量进行处理する交通計画の検討を進めているところです。現在の道路網を活用しながら、交差点改良や道路拡幅などが必要な個所で対策が実施できるよう関係機関と引き続き調整を進めていきます。</p>
9	<p>・秦梨線（区間番号 22-2）について</p> <p>代替道路と見込まれる県道生平幸田線の道路整備事業は、生平町字岩倉地内で中断しています。現在は地権者及び地元住民ともに事業への賛同をいただいております。事業再開の支障要因はありません。事業の中断により、生平幸田線への接続を予定していた市道保母生平線の工事も止まったままになっています。</p> <p>生平幸田線は、男川流域の地域と東部アウトレットモールを結ぶ県道となりますが、未整備区間の道幅は狭く、普通車のすれ違いもままなりません。生平幸田線と市道保母池金線との合流部には、岡崎市初のラウンドア</p>	<p>現在、市では本宿駅周辺において都市計画マスタープランに基づいた広域観光交流拠点と地域拠点の形成に向け、取組を進めています。その中で、関係機関と連携しながら増加する交通量进行处理する交通計画の検討を進めているところであり、改定する都市計画マスタープランの地域別構想に市道池金本宿線の整備などを記載しています。この交通計画では廃止候補である未整備の秦梨線の整備がなくても交通処理が可能な施設計画となっています。</p> <p>今後は、ご意見にあります市道保母生平線を含め、現在の道路網を活用しながら交差点改良や道路拡幅などが必要な個所で対策を実施できるよう</p>

<p>バウトの整備計画もあると伺っています。</p> <p>また、地域住民の現在の道路利用状況として、生平町と保母町との区間の往来には、多くの方が生平幸田線と市道保母生平線とを通行しています。両道路の拡幅末尾の間はわずか600m程です。秦梨線もしくは代替道路としての生平幸田線の現道拡幅が無理なのであれば、生平幸田線と市道保母生平線の狭あい部分だけでも拡幅し、両道路を接続できないかという要望も提出しています。</p> <p>道路整備の事業が中断したまま都市計画道路の廃止検討のみが進むことのないようお願いします。</p>	<p>関係機関と調整を進め、さらに改定する都市計画マスタープランに記載のある「道路・交通に関する施策」を促進・推進することで東部地域のまちづくりを展開していきたいと考えています。</p> <p>上記の理由から秦梨線は廃止の方針ではありますが、廃止の手続きについては、代替道路の整備状況及び周辺土地利用計画の動向を勘案しながら、ご地元の皆様や関係者の方々への説明を丁寧に行い、ご理解いただいたのちに進めていきたいと考えています。</p>
<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秦梨線（区間番号 22-2）について</li> </ul> <p>同時期に「岡崎市都市計画マスタープラン（改定原案）」のパブリックコメントが実施されていますが、この改定原案の中の東部地域まちづくりの目標では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標 1 広域観光交流施設の立地による多様な交流と賑わいの創造</li> <li>・ 目標 4 広域観光交流拠点により高まる回遊性を生かし、旧東海道藤川宿、法蔵寺、山中城址などの地域資源を活用した広域的な観光振興による地域の活力の向上</li> </ul> <p>が掲げられ、また、地域まちづくり構想では、</p> <p>&lt;&lt;道路・公共交通に関する方針と主な施策&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路の整備・・・美合線（区間番号 7-1）、国道 473 号線（蒲郡～岡崎）生平幸田線、市道池金本宿線の計画がされております。</li> </ul> <p>&lt;&lt;景観・自然環境に関する方針と主な施策&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧東海道藤川宿の歴史的まちなみ景観の形成</li> <li>・ 池沼や湿地などの保全（北山湿地）</li> </ul> <p>が掲げられています。</p>	

	<p>上記「目標」及び「地域まちづくり方針」から、秦梨線（特に藤川～池金）は「東の玄関口」・「東部地域資源の回遊性」など、東部まちづくりの重要な位置づけの道路となりますので、見直し廃止案から除外すべく再検討をお願い申し上げます。</p>	
11	<p>・岡崎環状線（区間番号 9-1）について</p> <p>附属小学校の信号から南西へ下る師範通りは、附属小学校、岡崎学園、岡崎北高校の学生の通学路です。児童や学生が安心して通学できる道路が整備されることは必要と思います。</p> <p>師範通りは抜け道となっているため、附属小の交差点を經由して市民会館前に降りられる北側への計画変更が良いです。また、附属小や市民会館であれば、市の裁量である程度の移動は可能であり、費用負担は最小限と考えられます。</p> <p>南側への計画変更だと、結局は今の師範通りを利用する人や車が残るため、流れの改善になりません。また、住宅街のため、移転費用は相当の負担となり更に長期間に及ぶと推測されます。計画変更により別の土地に建築制限がかかることも長期化の原因となります。</p> <p>実現の可能性がない、必要性が少ない、またはこの先整備まで相当な長期となるなら、廃止の決断もありと考えます。</p>	<p>当該区間（区間番号 9-1）は、岡崎市立地適正化計画※1の都市機能誘導区域※2内に位置しており、市街地の形成（拠点形成）確保に寄与するため、計画の存続が必要と判断しています。</p> <p>しかし、都市計画道路区域内に国指定文化財の旧石原家住宅主屋が建っており、実現性において課題があるため計画変更候補としています。</p> <p>計画変更の具体計画については、今後ご意見いただいた点も踏まえて総合的に勘案し、検討していきます。また、計画を変更する際は、ご地元の皆様や関係者の方々への説明を丁寧に行い、ご理解いただいたのちに進めていきたいと考えています。</p> <p>今回の見直しでは計画変更としていますが、計画の見直しについては、社会情勢の変化等を勘案し必要に応じて見直しをしていく予定です。</p> <p>※1 岡崎市立地適正化計画とは</p> <p>市の 20 年以上先の将来を見据え、住宅と都市機能の立地の適正化を図ることで、コンパクトなまちづくりに取り組む計画のこと。</p> <p>※2 都市機能誘導区域とは</p> <p>医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域のこと。</p>

【その他のご意見】

番号	意見	市の考え
12	<p>道路行政は、自動車中心の判断基準で動いているため、今後、脱炭素社会への方向転換が進むなか、自転車を活用するシステムへの移行を進めるためには、現状の歩道・自転車道・車道の導線がバラバラであり自転車で移動しているといろいろと不都合が見てとれますので、道路の縁石、仕切りの鉄柱が必要だと思えます。</p> <p>車椅子もそうだが、道路の凸凹が安全上にも疑問を感じるのでフラットにして欲しいです。</p> <p>幹線道路に付随する自転車、歩道の幅を抜本的に改善して欲しいです。テレワークの普及に伴い車の移動を自転車、公共交通機関へ移行するためにもお願いします。</p> <p>歩行者と自転車、自動車の分離と言うか、2車線を1車線にして区切りを作らず緊急車両が通行できるようにすれば良いと思えます。</p> <p>また、埋設管の工事によりできる舗装の段差は危険なので、道路整備と下水道整備を同時に行われることも併せてお願いします。</p> <p>人通りの少ない山間部では歩道上にゴミが落ちていることを見ることがあります。ゴミの収集を定期的に行うこともお願いします。特にコンビニのレジ袋、タバコの空箱・吸い殻が多く見られます。各製造者の責任も必要と考えますが、社会的な企業活動として、よろしくをお願いします。</p>	<p>道路事業を進める際には、社会情勢、地域住民、交通安全等を鑑み進めていきます。</p> <p>埋設管工事による舗装等の復旧については、事業者と調整を行い、安全性に配慮した復旧を行うよう指導します。</p> <p>市道上に落ちているゴミに関しては、通行上著しく危険を及ぼすおそれがあり、地域で対応が困難なものについては調査或いは回収が可能です。</p> <p>なお、市では、ポイ捨てを禁止する啓発看板を地域の要望により配布しています。</p>

<p>13</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名電山中駅トイレ設置（案）</li> <li>・打合せ会議などができるスペースの確保（日常コミュニティ空間の確保）</li> <li>・旧東海道の電柱の地中化、対向車のすれ違いが困難</li> <li>・駅から使えるレンタル電動アシスト自転車で足の確保</li> <li>・里山荒れた、ハイキングコースの整備（ピラミッド山、いわくらの清掃及び看板整備（道路整備））</li> <li>・にぎわい空間でのイベント開催</li> <li>・岡崎に富田勲記念館を作ってください。富田病院が実家です。</li> </ul>	<p>ご意見の内容については、今後の東部地区のまちづくりなどの参考とします。</p>
<p>14</p>	<p>平成 28 年 7 月に出された岡崎市土地利用基本計画の計画基本プラン、観光産業都市の環境整備に対して基本的には反対である。</p> <p>市民が住み続けたいと思うのは、「教育や福祉、公共サービスの充実した街」である。また、地球温暖化に対する取り組みにも真摯に対応している街でこそ誇りが持てると思う。</p> <p>つまり、徹底して住民サービスしてくれる街、クリーンエネルギーの街に向かう最先端の街である。</p> <p>2030 年問題にも関わる市営の電気バス路線や無電線のトラムを作り、全線一律〇円から徐々に無料化する。（2030 年に向けて既存のバス路線を検討し、ガソリンバスから電気バス導入を進める。またトラムは並行して部分的に導入する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低料金の電気バスを市が補助し、徐々に無料化すれば岡崎への感謝や郷愛が生まれ、魅力的な街になるのではと考える。</li> <li>・CO2 による地球温暖化に影響を与えるので、電気バスかトラムの導入を考える。</li> <li>・無電線のトラムにより慢性的な交通渋滞の解消やトラムの美観が岡崎の</li> </ul>	<p>ご意見の内容は本パブリックコメントと同時期に実施された、岡崎市都市計画マスタープラン（改定原案）のパブリックコメントとの関連性が高いため、ご意見に対する市の考えは「岡崎市都市計画マスタープラン（改定原案）の意見と市の考え」において公表させていただきます。</p>

街の魅力になりえるのではないか。

<クリーンエネルギーの地産地消でCO2を削減するよりも大きな自治体新電力へ>

- ・あらゆる公共施設に太陽光発電などを取り入れる。自前ではなくとも民間に屋根貸しをしてその傍目から太陽光パネルを付けるようにする。
- ・民間の地域新電力を支援し、企業のRE100を支援して余剰電力を自治体新電力の電力として買い上げる。
- ・卒FIT発電を自治体新電力の電力として買い上げる。
- ・し尿によるバイオマス発電、額田の木質バイオマス発電を創設し、電力を買いあげる。
- ・余剰電力やRE100の支援でI、J、Uターンのできる魅力的な職場がある街にする。
- ・住宅建築のとき、太陽光発電の一層の推奨、補助金を拡充する。

※都市計画と自治体新電力はどんな公共施設をどのようにつくるかで関わってくる。

<公園、体育館、各競技場、小中学校の整備と同時に防災機能を導入する。>

- ・南公園、中総、籠田公園などすべての公園や公共施設に太陽光発電や多目的トイレをつくるようにする。(巨大地震などに対する防災機能を持たせる。)
- ・体育館、校舎の老朽化とともに太陽光発電の導入、多目的トイレ、エアコンなどをセットで考えていく必要がある。

<住宅地整備とマンモス校の解消>



	<p>・1,000人を超えるマンモス校もあり、30人学級どころではないのではないのでしょうか。10年後の2030年にはこのマンモス校は人口減により解消しているのではと考えるのはおかしい。</p> <p>&lt;高齢化問題と老人福祉施設の不足の問題&gt;</p> <p>・都市計画では空家状況、市営住宅の状況も踏まえ、地域密着型の老人福祉施設の計画的な増設が求められる。</p>	
15	<p>御所は、市民のお金で市民が使う土地を買っているにも関わらず、土地の名義を御所としていることは、刑法上の公金横領罪に該当します。</p> <p>因って、土地は刑事訴訟法上の贓物となり、立入りが禁止されています。</p> <p>尚、公共事業を定めた憲法第29条第3項に従って道路を施設する場合には、市民が権利金を払い、地主が土地の通行権を提供することになっているため、御所は土地に関して何の権利も得ることはできません。</p> <p>つきましては、御所名義の土地を元の地主に戻し、改めて、市民と地主の間で、憲法に従った取引をされるよう、仲介方お願い申し上げます。</p>	<p>これまでと同様に、今後も各種法令を遵守して事業を進めていきます。</p>
16	<p>・都市計画道路 若松線整備について</p> <p>御所は、憲法第29条第3項上の地主の補償金（市民の権利金）請求権を封殺するため、若松線を刑事訴訟法上の贓物としましたので、私は若松線に民法上の占有権を設定して地主となりました。</p> <p>さらに、御所は市民の権利金を横領して私に払わずに私の私有地に道路を施設したため、御所には金九億七千万円也の犯罪債務が発生しています。つきましては、市民による若松線の違法通行を解消したく横領を諦めて、至急、御所の犯罪債務を私の指定する銀行口座へ弁済するよう命じます。</p>	